

議案第44号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月14日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙の
とおり専決処分する。

令和6年3月31日

渋川市長 高 木 勉

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険税条例（平成18年渋川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第26条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の渋川市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

茨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(課税額) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 (略)</p>	<p>(課税額) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>220,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。 4 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額</p>	<p>(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>220,000円</u>を超える場合には、<u>220,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額</p>

の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

2・3 （略）

の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

2・3 （略）

令和6年度 課税限度額の引上げ及び軽減対象の拡大による影響について

1 課税限度額の引上げ

令和5年度 医療：65万円、支援：22万円、介護：17万円＝合計104万円

令和6年度 医療：65万円、支援：24万円、介護：17万円＝合計106万円

	医療分		支援金分		介護分		合計：円	総世帯数	
	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円	限度超過世帯数	限度超過額：円		医療支援	介護
改正前	109	66,572,374	115	24,250,878	60	12,370,352	103,193,604	10,371	4,200
改正後	109	66,572,374	99	22,108,512	60	12,370,352	101,051,238	10,371	4,200
影響額	0	0	16	2,142,366	0	0	2,142,366		

※影響額（支援金分）

2万円増税：99世帯/1,980,000円 2万円未満増税：16世帯/162,366円 計2,142,366円

2 軽減対象の拡大

令和5年度 5割軽減：43万円＋29万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

2割軽減：43万円＋53万5千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

令和6年度 5割軽減：43万円＋29万5千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

2割軽減：43万円＋54万5千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

	軽減割合	医療分		支援金分		介護分		合計：円	総世帯数	
		軽減世帯数	軽減額：円	軽減世帯数	軽減額：円	軽減世帯数	軽減額：円		医療支援	介護
改正前	7割	3,185	125,043,800	3,185	44,766,225	1,251	15,495,900	185,305,925		
	5割	1,577	51,728,000	1,577	18,401,625	573	5,385,500	75,515,125		
	2割	1,231	16,596,000	1,231	5,900,850	412	1,572,800	24,069,650		
	計	5,993	193,367,800	5,993	69,068,700	2,236	22,454,200	284,890,700	10,371	4,200
改正後	7割	3,185	125,043,800	3,185	44,766,225	1,251	15,495,900	185,305,925		
	5割	1,599	52,448,000	1,599	18,658,125	580	5,445,000	76,551,125		
	2割	1,248	16,844,400	1,248	5,988,600	421	1,611,400	24,444,400		
	計	6,032	194,336,200	6,032	69,412,950	2,252	22,552,300	286,301,450	10,371	4,200
影響額	7割	0	0	0	0	0	0	0		
	5割	22	720,000	22	256,500	7	59,500	1,036,000		
	2割	17	248,400	17	87,750	9	38,600	374,750		
	計	39	968,400	39	344,250	16	98,100	1,410,750		

※1及び2ともに令和6年3月末時点のデータで試算（所得額、被保険者数は増減なしで試算）

3 課税限度額の引上げ及び軽減対象の拡大に伴う影響額の収支

	医療分：円	支援金分：円	介護分：円	合計：円
①限度超過額	0	2,142,366	0	2,142,366
②軽減対象拡大	968,400	344,250	98,100	1,410,750
③影響額	△ 968,400	1,798,116	△ 98,100	731,616

課税限度額の引上げによる国保税調定額増加分と軽減対象の拡大による国保税調定額減少分の収支については、約73万円の増加となる。